平成２６年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目28番12号
債務者　深　　太一
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目67番１号
債務者　二宮理恵子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２９３号
鹿児島県鹿児島市甲突町15―22　グリーンゲイブルズ403号、住民票上の住所鹿児島県南九州市知覧町東別府10372番地
債務者　折田　美樹
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目31番13号　ＹＭハイツ102号
債務者　徳滿　雪子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５０号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原6956番地２
債務者　岩下　友和
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
徳島県徳島市入田町天ノ原246番地
債務者　髙松　宏之
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０１号
徳島県徳島市大和町２丁目３番48―201号　大和ハイツ、旧住所大阪府大東市北条１丁目23番16号
債務者　渡邉　麻理
1　決定年月日時　平成26年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２２４号
福井市下馬２丁目710番地　メゾンドエスポワールＡ203
債務者　淺田　晴美（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３３号
福井県丹生郡越前町梅浦第59号18番地３
債務者　松山　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
福井市日之出３丁目７番９号　ハッピーライフ日之出202号、旧住所福井県坂井市三国町緑ケ丘２丁目５番４―102号　立田団地
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
福井県坂井市三国町運動公園２丁目13番１―205号　雇用促進住宅三国宿舎
債務者　番所　和成
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
徳島県鳴門市大津町木津野字東川田10番地１　マーベラスＴ10号室、旧住所徳島県鳴門市鳴門町高島字北399番地　サンパレスキング105
債務者　大釜　昭一（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９６号
徳島県小松島市江田町字腰前97番地
債務者　鳳木　　實
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９７号
徳島県小松島市江田町字腰前97番地
債務者　鳳木　美穂
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９８号
徳島市北矢三町３丁目３番13―103号　コーポ林第２ビル、旧住所徳島市北矢三町１丁目１番75―103号
債務者　佐々木　忍
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０９号
徳島県吉野川市川島町学字近久97番地１
債務者　福山　弘江
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部